

厚生年金基金のガバナンスに関する一考察

Corporate Governance of Japanese Pension Fund

星野 雄介

HOSHINO, Yusuke

第1節 はじめに

近年コーポレート・ガバナンスについての研究が数多く発表された。そこでは各国のそれと比較した日本のコーポレート・ガバナンスの特質や、いかにして株主と経営陣のエージェンシー問題を緩和するか、ということなどが中心的な論点となっていた。このように経営学の主な分析対象である株式会社のガバナンスには一定の成果が見出されるものの、それと比較して企業経営に大きな影響を与える株式会社以外の経済組織についてのガバナンスの研究はそれほど進んでいるわけではないと考えられる。

かような問題意識に基づき、本論文では1990年代より注目された企業年金、特に厚生年金基金（以下、「基金」と略称する）のガバナンスに焦点を当てることとする。

基金制度は日本における主要な企業年金制度のひとつである。企業年金は20歳以上の総ての国民が対象となる基礎年金、企業の従業員が加入する厚生年金保険に上乘せされる形で、従業員の老後の福祉を増進させるために企業独自に設けられる制度である。基金制度はそのうち1966年に創設され、日本の企業年金制度の中核を占めていた¹。

そこで、本論文ではコーポレート・ガバナンスと比較しながら厚生年金基金のガバナンス構造の特質を明らかにすることを目的とする。その際、法制度の分析を中心に据えることとする。これにより法制度という共通の基準でコーポレート・ガバナンスと基金のガバナンスを比較することが可能となる。

まず、第2節では先行研究としてコーポレート・ガバナンスの枠組みと年金ガバナンスについて整理する。続いて、第3節では基金制度の概要を整理する。第4節では、基金のガバナンスについての特徴を4点挙げ、コーポレート・ガバナンスと比較する形で分析していく。第5節ではまとめと残された課題について取り扱う。

第2節 先行研究

本節では先行研究を確認することによって、本論文の位置付けを明確にすることを目的としている。その際、比較対象であるコーポレート・ガバナンスについての先行研究と、年金ガバナンスについての先行研究の2種類が検討される。

(1) コーポレート・ガバナンスについて

コーポレート・ガバナンス論はバーリと

キーワード：年金ガバナンス、厚生年金基金、コーポレート・ガバナンス、企業年金
Key words：Pension Fund Governance, Pension Fund, Corporate Governance

ミーングスの研究を嚆矢とし、数多くの成果が発表されているが、その内容を簡潔に整理した研究としては伊丹（2001）が挙げられる。同書に沿って、コーポレート・ガバナンスの枠組を整理していこう。

伊丹によると、コーポレート・ガバナンス論は、やや独立した2つの問題領域で構成されている。第1が、企業の主権は誰が担うのが最も適切かを議論する「主権論」であり、第2は、どのようなメカニズムを用意すると主権者による影響力行使が有効となるかを議論する「メカニズム論」である。まず、主権論を整理していこう。

主権論で問題となるのは、どの利害関係者を主権者とみなすかである。伊丹は、企業の主権者になるにふさわしい条件について次のように述べる。「一つは、その企業が生まれてくるのに不可欠な資源を提供していることである。第二に、その企業の事業の盛衰によって最も大きなリスクをこうむり、コミットしていることである」²。これら「本質的貢献」と「リスクとコミットメント」を合わせて本稿では「主権の根拠」と呼ぶこととする。

さて、主権者に与えられた権限はどのようなものであるか。それは伊丹によると、第1は基本政策の最終決定権、第2は経済成果の優先配分権、第3が経営者の選任・罷免権の三種の権利より構成されている。株式会社においては、どれも株主に与えられていることは明らかであろう。第1と第3の点は主に株主総会において、第2の点は配当や企業清算時の残余財産の処分という形で現れる。本論文では第3の点を「執行者の選任・罷免権」と読み替え、これらの3点を併せて「主権の内容」と呼ぶこととする。

メカニズム論は、いわば経営陣に対する

チェックメカニズムをいかに構築するかを主要課題としている。伊丹はそのチェックメカニズムを「退出」と「発言」という2つの観点から捉えている。その際、主権論で明らかとなった主権者との対応関係において分析することが重要であるとする。

以上に、コーポレート・ガバナンス論について、伊丹教授の所論を参考にして極めて簡潔に整理した。しかし、本論文が主題としているのは厚生年金基金であり、株式会社ではない。

このとき主権論、メカニズム論に区分されるのはコーポレート・ガバナンスと同様であるが、本論文では主権論に比重を置くこととする。なぜなら、コーポレート・ガバナンスについては会社法によって株主主権であることに一定の合意が得られており、そこから望ましいチェックメカニズムを考察していくこととなるが、株式会社以外の経済組織においては、そもそも主権者が明らかとなっていない場合がありうるためである。

そして、その際は、「主権の根拠」という原理面と「主権の内容」という現象面の両方向から主権者について考察するという方法を採用する。しかし、主権者を考察していく際、「主権の根拠」は「主権の内容」に先行していることに注意が必要である。考察の順序としては「主権の内容」を実行できる者を主権者とするのではなく、あくまで「主権の根拠」を持つ者を主権者と捉えるという考え方を採用する。

（2）年金ガバナンス

次に、企業年金のガバナンスについて、既存研究を整理、検討することによって、年金ガバナンスについての情報と欠けている点を

明らかにし、もって本研究における基金ガバナンスの位置づけを明確にしていく。

継続的に企業年金を運営していくためには、年金ガバナンスが必要である。浅岡（2004）によると、厚生年金基金及び基金型確定給付企業年金基金の主要な利害関係者は、年金の受給者である加入員、受給待機者、受給者である。続いて、その他の利害関係者として本体企業と本体企業の株主が挙げられている。

浅岡は、このような構造を持つ企業年金のガバナンスにおいて、近年最も顕著だったのが本体企業と理事との関係であると指摘している。1990年代に入り、運用収益は予定利率を下回ることが殆どとなり、特に2001年度から2003年度までは3年連続でマイナスの運用収益であった³。そのような環境を反映し、企業年金の理事は本体企業から短期志向のプレッシャーが強くなっていることを感じているという。他方で、運用の失敗を補填する本体企業の関係者は「長期にわたって運用し続ける」ということと「1年ごとの運用成果は問わない」ということを同一視してはいないだろうか？⁴という厳しい意見を述べている。企業年金が想定している「長期の運営」と、本体企業が直面している「短期の運用成果」が対立しているのである。

このような本体企業が年金ガバナンスの中核を担うという考え方は田中（2004）も同様である。田中によると米国の「年金委員会（Pension Committee）」に倣って、東芝、日産自動車、ソニー、松下電器は本体企業に年金の資産運用を検討する組織を設置し、資産運用や財政運営の基本方針などを議論しており、三菱商事ではCFOが厚生年金基金の資産運用を見直す体制を構築したと述べ、「大企業の間にはガバナンスの意識が芽生え始めた証左

といえよう」⁵と結んでいる。

このような本体企業による年金ガバナンスという考え方には一定の妥当性があるものの、制度を詳細に検討するならば、本体企業だけでなくそれ以外の利害関係者によるガバナンスを考慮に入れなければならないと思われる。

星野（2007）においては、企業年金制度の縮小を基金ガバナンス上の特質から明らかにした。そこでは基金のガバナンス構造を整理した上で加入員に着目し、「積立方式の年金制度における世代間対立」などを論理的に明らかにした。しかしながら、主権論の観点からは理論的検討を行っていないという問題点があった。つまり、誰がいかなる根拠によって主権者となるのかが、明らかではなかった。わずかに、基金のガバナンスには加入員という視点が不可欠であることを示したのみにとどまる。

本稿ではそれら欠点を補うために、コーポレート・ガバナンスの枠組を用いて主権論を中心に検討していく。

第3節 厚生年金基金制度

本節では基金制度の概要を①組織構造、②利害関係者、③費用の負担、④解散、⑤給付の切り下げという5点から整理していく。

（1）組織構造

基金はどのような組織をもち、そしてチェックされているのか。それを明らかにするのが、この基金の組織構造である。

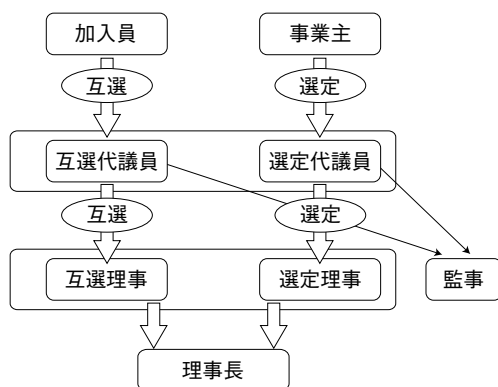
基金は加入員や受給者の福祉の向上を目指して設立される⁶。本体企業から切り離された法人であり⁷、これにより年金資産を社外に積み立て、年金資産を保全する。本体企業とは別法人であるため、基金には運営のための

組織が必要となる。そのため、基金は代議員会を置く⁸。代議員会を構成する代議員は偶数とされ、半分は加入員による互選であり残り半分は事業主による選定によって決まる⁹。

また基金には役員として理事を置く¹⁰ことが求められる。理事は偶数とし、半数は事業主によって選定された代議員によって、残り半数は加入員によって互選された代議員によって選出される¹¹。理事の1人を理事長とし、事業主において選定した代議員である理事の内から理事が選挙する¹²。この理事が基金の業務を執行する。

また基金には監事を置くことが要求される¹³。監事は代議員会において、事業主から選定された代議員から1名、加入員によって互選された代議員から1名を選挙によって決定する¹⁴。以上基金の組織についてまとめると図表1のようになる。

図表1 厚生年金基金の組織



出所：厚生年金保険法より筆者作成。

(2) 利害関係者

次に、基金を構成している代議員会と代議員、加入員、受給者について整理していく。

①代議員会

まずは、代議員会である。代議員会は、株式会社でいうところの株主総会に相当し、基金の意思決定を監視すると共に、基金の重要事項について判断する役割を持っている。

そのうち互選代議員は加入員による投票によって決定される。たとえば、自動車振興会厚生年金基金においては、「選挙の当日、加入員の資格を有しない者は、投票することができない」¹⁵とされ、加入員による単純多数決で代議員が選ばれることが分かる。個々の基金の規約や規則は類似性が高いことから、厚生年金保険法に掲げられている互選の実態は、加入員による単純多数決ということが出来る。

法令上、定員は定められておらず、10人台から60人以上と幅が広い。例えば横浜市工業厚生年金基金では代議員総数は18名であり¹⁶、東京都印刷工業厚生年金基金では62名となっており¹⁷、基金の設立事業所数などの要因を反映していると考えられる。

代議員会の議長は理事長をもってあてる¹⁸こととなっている。理事長は毎事業年度ごとに1回、通常代議員会を招集しなければならない¹⁹。

代議員会は、代議員の定数の半分以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない²⁰。代議員会の議事は、出席した代議員の過半数により決定される。同数の時は議長が決定する²¹。代議員会の議決を必要とする事項として、規約の変更や毎年度の予算や決算などが挙げられる²²。

②加入員

加入員とは、基金の設立事業所に使用される被保険者を指す²³。加入員は次のいずれかに該当するに至ったとき、加入員の資格を取

得する²⁴。第1が、設立事業所に使用されたときであり、第2が、使用されている事業所又は船舶が、設立事業所となったとき、第3が厚生年金保険法第12条²⁵の規定に該当しなくなったときである。簡潔にまとめるならば、従業員は事業主に雇用されている期間は加入員としての資格を有しているといえる。

基金は毎事業年度1回以上、当該基金の規約及び当該時点において、基金の財政状況や年金給付の内容などについて、加入員に周知させなければならない²⁶。

③受給者

改めて確認するならば、受給権とは年金制度において年金・一時金の給付を受ける権利を指し、その受給権を有する者を受給権者という。また、年金を受ける権利及び年金額は決定しているが受給開始年齢に達していない者を受給権者あるいは受給待機者という。

一般的に、受給資格は一定の勤続年数や拠出期間、年齢などを基準として設定されており、厚生年金基金における加算年金の受給資格は次の要件を充たす必要がある²⁷。第1が、20年を超える加算適用加入員期間を支給要件としないことであり、第2が、年齢の要件を付加する場合は、20年の加算適用加入員期間を満たす者のうち80%以上の者が当該年齢に到達することである。

(3) 費用の負担

続いて、誰が年金事業に必要な資金を拠出しているかを明らかにするために、費用の負担状況に着目する。

基金は年金給付や基金自体の運営のために、掛金を徴収している。掛金とは、年金給付や一時金給付に充てる原資として事業主や加入

員の負担によって基金に払い込まれる資金を指す。基金制度に関わる掛金は、標準掛金、特別掛金、特例掛金、事務費掛金、福祉施設掛金に区分されている。特に標準掛金、特別掛金、特例掛金は年金資産に直接関わるという点で重要である。

標準掛金とは制度発足後の勤務期間に対応する給付債務のための掛金を指す。基金制度では、老齢厚生年金の報酬比例部分と同様の算定式で設計された基本部分、いわゆる代行部分の掛金として普通掛金と、企業独自の体系により設計された加算部分に関わる掛金としての加算掛金に分けられる。

標準掛金の割合は規約によって定めることになっており、普通掛金は事業主が半分以上を支払うことが多く、加算掛金は事業主が全額支払うことが殆どである。例えば、横浜市工業厚生年金基金では普通掛金の比率が加入員14.5：事業主20.5という割合であり、加算掛金は全額事業主負担となっている²⁸。福岡建設業厚生年金基金では加算掛金についても、加入員7：事業主31と加入員に一部負担させている²⁹が、例外的である。

特別掛金とは、過去勤務債務等の償却のための掛金である³⁰。年金財政における過去勤務債務とは、年金制度発足時にすでに在籍している加入員の過去勤務を通算することにより発生する給付債務であり、基金制度においては3年以上20年以内に償却することになっている。特別掛金について明文化された規約は少ないが、例えば愛鉄連厚生年金基金³¹、全国環境計量証明業厚生年金基金では³²、全額事業主負担とされており、他の基金もそれに準じていると考えられる。

特例掛金とは、標準掛金、特別掛金には含まれない年金財政上の掛金であり、主に年金

資産運用の失敗やそれに伴う年金資産の積立不足の解消のために用いられる。明文化された規約は少ないが全国環境計量証明業厚生年金基金では全額事業主が負担するとされており³³、一般的に事業主負担であると考えられる。

事務費掛金とは、基金がその事務を執行する上で必要とする費用をまかなうために徴収する掛金を指す。主な項目としては、専従役職員の給料、諸手当、旅費、事務所経費、代議員会・理事会開催のための会議費などである。徴収の仕方は、加入員1人あたりの定額による方法と加入員の標準給与月額の一一定率による方法があり、総合設立基金³⁴においては、通常後者の方法で行うように指導されている。

福祉施設掛金とは、基金制度において認められている加入員や受給者のための福祉施設運営に関わる掛金である。規約に明文化されている基金は多くないが、例えば日本赤十字社厚生年金基金では事業主が全額負担するとされている³⁵。

（4）解散と清算

次に、基金の残余財産や利益は誰に帰属するのかを明らかにするために、基金の解散と清算について見ていこう。

基金は、次に掲げる理由により解散する³⁶。第1が、代議員の定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決、第2が、基金の事業の継続の不能、第3が、厚生年金保険法第179条第5項の規定による解散の命令である。基金は、第1及び第2の理由で解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

厚生年金保険法第179条5項には次のように記されている。厚生労働大臣が基金の解散

を命じるのは、第1に、基金の管理や執行が法令、規約、厚生労働大臣の処分に違反しているときや、基金の事業の管理や執行が著しく適正を欠くとき、基金の理事が事業の管理や執行を怠っているときである。第2に、年金資産額が政令で定める額を著しく下回っているにもかかわらず、財政の健全化計画を適切に実施しないときである。第3が、年金財政の健全化計画を変更する指示をしたにもかかわらず、それに従わないときである。第4が、その事業の状況により事業の継続が困難であると認められるときである。

解散に際して代議員会議決前に必要となる手続き³⁷は、第1に事業主の4分の3以上が同意することであり、第2に加入員総数の4分の3以上の同意すること、第3が受給者への説明（全受給者への文書または口頭による説明）、第4が労働組合の同意（設立事業所において加入員の3分の1以上を組織する労働組合がある場合）となっている。これによって、解散の意思決定には事業主と加入員の同意、及び代議員会の議決が必要であることが分かる。労働組合の同意は実質的には加入員の同意と同義であり、また、受給者に対しては同意をとるのではなく、説明をすれば事足りるのである。

解散により基金は給付の支給義務を免れ³⁸、清算人による清算手続きに移行する。清算人は理事又は厚生労働大臣が選任した者が務める³⁹。基金が解散する場合、解散する日の年金資産額が政令で定める額を下回るとき、基金はその下回る額を設立事業所の事業主から一括して徴収する⁴⁰。基金は解散に伴い加入員の代行部分にかかわる責任準備金の相当額を企業年金連合会に拠出する。企業年金連合会はこの責任準備金をもとに、解散基金加入

員に関わる老齢年金給付の支給を行う⁴¹。残余財産があるならば加入者、受給者、受給待機者の間で分配され⁴²、事業主には一切返還されない。

このように何らかの形で基金が解散してしまった場合、代行部分の不足分は企業から一括徴収され、企業年金連合会に移管されるため、厚生年金保険の受給権が侵害されることはない。もちろん厚生年金保険は公的年金であり、代行部分は公的年金たる厚生年金保険の一部であるためである。

加算年金部分については最低積立基準額以上の年金資産を持っていた場合、つまり加算年金に相当する年金資産を保有していた場合は、連合会に最低積立基準額分の資産を拠出して年金の支給を行うか⁴³、加入員や受給者等に残余財産として分配する。これは基金ごとに規約で定めることになっている⁴⁴。

最低積立基準額に達しない場合、事業主は不足分を一括して拠出しなければならないとされている⁴⁵。しかし、これには経過措置が定められており、2002年4月1日以前に設立された基金については、「最低積立基準額以下で規約で定める額」⁴⁶となっている。こうして残余財産が最低積立基準額に達しない場合、不足分が補われることなく加入員や受給者等に分配されるだけである。

こうしてたとえ受給権を獲得した受給者であっても、年金の給付が確保されない可能性が発生する。さらに、本体企業の倒産に伴う基金の解散の場合は、加算年金に関わる年金資産の不足分を事業主から徴収することが難しくなり、事前に期待されていた年金の受給が不可能となりうる⁴⁷。

⑤給付削減

最後に、年金給付の削減がどのような条件で発生するかを確認しよう。

基金制度においては1997年より給付水準の引き下げが認められるようになったところ、2004年度末までに給付水準を引き下げた基金数は760基金に達した。これは最盛期の4割を超える高水準となっている。また、現役従業員に対する将来の給付水準の引き下げだけでなく、年金受給中の退職者に対する引き下げも増加しており、2004年度には19基金、累計で44基金に達している⁴⁸。

森田（2003）によれば、年金の給付削減が認められるのは、本体企業の財務状態の悪化や基金財政の悪化など、やむをえない場合に限られている。その際、加入員に対しても受給者に対しても、それぞれ3分の2以上の同意を得ることが必要とされている。

第4節 厚生年金基金のガバナンスの特徴と分析

以上の内容から、本節では基金のガバナンスの特徴を抽出し、それらをコーポレート・ガバナンスと比較していく。

(1) 特徴

基金のガバナンスの特徴は4点あると思われる。第1は複数の主権者が存在すると考えられることである。まず、「主権の根拠」という観点から、これを考察しよう。基金のガバナンスにおいて主要な利害関係者となりうるのは、加入員と受給者、事業主である。「本質的貢献」という観点からは、これらの三者は基金の事業を成立させるのに不可欠な資金として、掛金を拠出している、あるいは拠出していたという意味で、主権者の条件に適合

的である。

もうひとつの「リスクとコミットメント」という観点からは次のように分析可能である。基金が存続している限り、加入員と受給者は年金事業、特に年金資産運用の失敗からは、リスクをこうむらない。なぜなら、確定給付型を採用している基金制度においては、加入員と受給者の合意がない限り、給付が削減されることがないためである。しかしながら、基金の解散時には状況が異なる。年金資産に積立不足が存在したまま解散した場合、本体企業が埋め合わせない限りにおいて、その不足に応じた給付削減がなされるのである。

続いて、事業主の観点から見ていこう。事業主は加入員や受給者と逆に、規約に定められない限り、解散時に運用リスクを負うことがない。つまり、積立不足が発生していたとしても、それを埋め合わせる義務は事業主には存在しないのである。しかしながら、基金制度が存続している場合は、加入員と受給者が合意しない限りは、事業主は年金資産運用の失敗に伴うリスクを負うこととなる。つまり、基金存続時に積立不足が生じた場合は、事業主が追加の拠出を行うのである。

つまり、本質的貢献の観点からは三者とも重要であるが、リスクの負担状況が異なるのである。尚、年金資産に余剰が発生した場合は、事業主は一切取り戻すことができず、加入員と受給者に還元される。

続いて、「主権の内容」という観点から分

析していこう。主権の内容は最終意思決定権、利益の優先配分権、執行者の選任・罷免権であった。

まず、最終意思決定権について見ていこう。基金の最高意思決定機関は代議員会であり、それを構成する代議員は加入員と事業主によって同数ずつ選出される。このことから加入員と事業主は意思決定に関与できるが、受給者は関与できないと言える。

利益の優先配分権について、加入員と受給者は基金の継続時においても解散時においても余剰が発生した場合、その配分を受けることができる。しかしながら、事業主はどれほど余剰が発生しようとも、それを本体企業の財務に組み入れることは許されていない。

最後に執行者の選出について見ていこう。理事は代議員によって選出されることから、「最終意思決定権」のときと状況は同じである。すなわち、加入員と事業主には選出・罷免権が与えられているが、受給者には与えられていないのである。以上をまとめたのが図表2である。

この表から、加入員、受給者、事業主とも資金と拠出しているという意味で本質的貢献を行っていること、存続か解散かに応じて状況が異なるものの、三者ともリスクを持ちコミットメントしていることが分かる。さらに、主権の内容という観点からは加入員は3つを満たすのに対し、事業主は最終意思決定と選出・罷免権の2つ、受給者は利益の優先配分

図表2 厚生年金基金における主権

	主権の根拠		主権の内容		
	本質的貢献	リスク・コミットメント	最終意思決定権	利益分配優先権	執行者の選出・罷免権
加入員	掛金拠出	解散時にリスクを負う	代議員会で決議	利益分配あり	代議員の選出
受給者	掛金拠出	解散時にリスクを負う	決議できず	利益分配あり	選出できず
事業主	掛金拠出	継続時にリスクを負う	代議員会で決議	利益分配なし	代議員の選出

出所：筆者作成。

権の1つだけを満たすことが分かる。

次に、加入員と受給者との関係に焦点を当て、第2の特徴を明らかにしよう。加入員と受給者はある一時点においては別人物であるが、基金の存続を前提とする限りにおいて、同一人物である。つまり、受給権取得を契機として加入員から受給者へ転換する。そして、その時点をもって、主権の内容が変化するのである。すなわち、加入員と受給者は同一人物であるにも関わらず、主権の内容に断絶が発生することになるのである。これが第2の特徴である。

続いて加入員の内部に焦点を当てることによって第3の特徴を検討しよう。加入員は一人一票の議決権を持っているものの、掛金の拠出額に違いが生じている。つまり加入員によって拠出期間が異なっているため、拠出額に差が発生し、それは利害の強度の差として現れるのである。つまり、長い期間、基金に加入している加入員は、短い期間だけ基金に加入している加入員と比較して、相対的に大きな利害を持つと考えられる。しかし、あくまで一人一票という原則である。ここに利害と投票権のミスマッチが生ずるのである。

第4の特徴は、基金のガバナンス構造は「二重の単純多数決」という構造を採っていることである。その第1段階は、加入員集団内部、そして代議員会における単純多数決である。加入員は代議員を選出するにあたり、そして代議員は理事を選出するにあたり一人一票の単純多数決となっている。第2段階は加入員集団と事業主による単純多数決である。加入員集団と事業主によって半数ずつ選出される代議員によって、半数ずつの理事が選出される。その点で、加入員集団と事業主は半数ずつの権利を持つといえる。掛金は制度上折半

であるが、事業主が加入員集団より多くの掛金を拠出してだけでなく、年金資産の積立不足が発生した際、給付の削減が行われない限りにおいて、事業主が追加の拠出を行っている。従って、拠出を基準とした場合、事業主の方が大きな割合を占めている。しかしながら、制度上は加入員集団と事業主の実質的な議決権は半数ずつとなっているのである。

このように、基金のガバナンス構造は加入員同士の単純多数決を第1段階とし、加入員集団と事業主の単純多数決を第2段階とする二重の単純多数決構造となっているのである。

(2) 分析

続いて、これらの4点をコーポレート・ガバナンスと比較しながら分析していこう。まずは、日本の法制度上のコーポレート・ガバナンス制度について簡潔に整理しよう。

日本における法制度上のコーポレート・ガバナンス構造を極めて簡略化した場合、次のようになる⁴⁹。①株式を取得した株主が、②株式の売却と株主総会での意思表示を通じて、③経営の中核たる取締役をチェックすること、である。この構造を念頭において、基金制度のガバナンス構造について分析していこう。

前出の4点はコーポレート・ガバナンスと対立する。第1の「主権者の種類」において、基金制度では加入員、受給者、事業主の三者がそれぞれ異なる組み合わせの主権を保持しているが、現在の日本の株式会社制度においては、制度上株主が主権者となっており、最終意思決定と利益の優先配分、執行者の選任・罷免における権限を独占している。つまり、単独主権なのである。

第2の「主権の断続性」について。株式会社においては、基金ガバナンスで見たような、

時間経過に応じた権利、義務の断続性は回避されている。株主は、株主となったときから主権を保持し、その主権は株式を保有している限りにおいて、時間経過に伴う変質を免れるのである。

第3の「利害と投票権のミスマッチ」について。株式会社制度においては、基金制度で見たような利害の大小が問題となることはない。大株主、中小株主と呼ばれる通り、利害の大きさ自体は株式の持分に依じて、株主間で相違がある。しかしながら、株式会社制度では資本多数決が採用されているため、利害に応じた主権を持つこととなるのである。

最後に「二重の単純多数決」について、ガバナンス構造について検討していこう。深尾・森田（1997）は日米英独仏のコーポレート・ガバナンスを比較しながら、その特質について分析している。その分析の中に会社形態の構造がある。同書によると、ガバナンス構造とは取締役の任命プロセスを構造化したものであり、単層構造と二層構造とに分類可能である。単層構造を採用している日米英仏では株主が直接取締役を任命するのに対し、二層構造を採用している独仏⁵⁰では、株主（独の場合は従業員を含む）がまず監査役を選出し、その監査役で構成される監査役会が取締役を選出するという構造となっている。

基金のガバナンス構造は、まず加入員と事業主が代議員を選出し、その代議員会で基金の運営を行う理事を選出するという二層構造となっている。このように2種類の利害関係者が代議員や監査役を選出するという構造は一見してドイツの共同決定方式に近似しているが、大きく異なる点がある。それこそが第2段階の単純多数決である。

ドイツの共同決定方式においては株主と従

業員が異なる資源を企業に拠出し、また、異なる利害を持っていることは明らかである。そのとき、両者による本質的貢献の度合いを共通の尺度で測定することができないことから、監査役を同数ずつ選出するという仕組みは納得性の高い制度であるといえる。

しかしながら、基金の加入員と事業主は、異なる利害を持っているものの、掛金という同じ資源を拠出しているのである。ここに拠出割合という共通の尺度で議決権や役員選出権を配分することが可能となる。しかしながら、事業主がどれだけ多くの掛金を拠出しようとも、半数しか代議員を選出することができない。そして、加入員の拠出割合が事業主と比較して小さいとしても、加入員は代議員の半数を選出することが可能となっているのである。つまり加入員集団と事業主が選出権を同じ比率で持ち合っているのである。

第5節 まとめと残された課題

ここまで基金制度の法制度上のガバナンスの特質について明らかにしてきた。本節では本論文の内容を簡潔にまとめるとともに、残された課題について触れていく。

組織というものは概して人、物、金の三要素で構成されている。しかしながら、組織の目的に応じて、意思決定の方法に相違が発生するのである。株式会社制度においては資本の増大を目的とするが、基金制度においては、年金の確実な給付を目的としている。そのため資本ではなく「人」を基準とした二重の単純多数決のガバナンス構造が採用されているのである。

しかしながら、複数の主権者がいるのみならず加入者が受給権を獲得し受給者となるにあたり、たとえ同一人物であったとしても、

与えられる権利と義務の内容が大幅な転換する。さらに単純多数決を採用しているが故に、利害の大きさとガバナンスへの関与の割合とに齟齬が生じるのである。

本稿には次の3つの課題が残されていると思われる。第1が、主権論だけでなくメカニズム論についての検討を重ねることである。第2が、事例をもとに本稿の内容を検証することである。第3が、本稿で提示した分析枠組みをもとに、他の制度を分析することである。

これらの課題が残されているものの、基金のガバナンスについては、先行研究を超えた少なからぬインプリケーションを与える形で一定の貢献をなしているのではないかと考えるので、ここにひとまず本論文を結ぶこととする。

注

- 1 但し、確定給付企業年金制度の発足に伴い、現在ではその数を大きく数を減らしている。
- 2 伊丹（2000）、p. 28。
- 3 『厚生年金基金事業年報』及び『企業年金事業年報』各年度版。
- 4 浅岡（2004）、p. 80。
- 5 田中（2004）、p. 3。
- 6 『厚生年金保険法』第130条。
- 7 『厚生年金保険法』第108条。
- 8 『厚生年金保険法』第117条第1項。
- 9 『厚生年金保険法』第117条第3項。
- 10 『厚生年金保険法』第119条第1項。
- 11 『厚生年金保険法』第119条第2項。
- 12 『厚生年金保険法』第119条第3項。
- 13 『厚生年金保険法』第119条。
- 14 『厚生年金保険法』第119条の4。
- 15 『自動車振興会厚生年金基金代議員選挙執行規定』第17条。

- 16 『横浜市工業厚生年金基金規約』第8条。
- 17 『東京都印刷工業厚生年金基金規約』第8条。
- 18 『厚生年金保険法』第117条6項。
- 19 『厚生年金基金令』第7条。
- 20 『厚生年金基金令』第9条。
- 21 『厚生年金基金令』第10条1。
- 22 『厚生年金保険法』第118条1。
- 23 『厚生年金保険法』第122条。
- 24 『厚生年金保険法』第123条。
- 25 厚生年金保険法第12条では被保険者の適用除外として国、地方公共団体又は法人に使用される者、臨時に使用される者、所在地が一定しない事業所に使用される者などが挙げられている。
- 26 『厚生年金基金規則』第56条の1。
- 27 三菱信託銀行（2002）。
- 28 『横浜市工業厚生年金基金規約』第87条。
- 29 『福岡建設業厚生年金基金規約』第80条。
- 30 年金会計上はもう少し広く定義されている。年金会計上の過去勤務債務とは退職給付水準の改定等に起因して発生した退職給付債務の増減部分である。これは年金規程等の改定に伴い退職給付水準が変更された結果生じる改訂前の退職給付債務と改訂後の退職給付債務の、改定時点における差額を意味する。年金財政で見たような初めて制度を実施したときの過去勤務の通算により発生する債務も含む。
- 31 『愛鉄連厚生年金基金規約』付則第13条。
- 32 『全国環境計量証明業厚生年金基金規約』付則第16条。
- 33 『全国環境計量証明業厚生年金基金規約』付則第12条。
- 34 基金の形態には単独の本体企業で構成される「単独型基金」、企業グループ等を本体企業とする「連合型基金」、同業種や同一地域の企業を本体企業とする「総合型基金」がある。
- 35 『日本赤十字社厚生年金基金規約』第90条の2、3項。
- 36 『厚生年金保険法』第145条。
- 37 和泉（2004）。
- 38 『厚生年金保険法』第146条。
- 39 『厚生年金保険法』第147条。

- 40 『厚生年金保険法』第138条6。
- 41 『厚生年金保険法』第149条。
- 42 『厚生年金保険法』第147条4項。
- 43 『厚生年金保険法』第161条7。
- 44 『厚生年金保険法』第161条4。
- 45 『厚生年金保険法』第138条6、及び『厚生年金基金令』第33条の3。
- 46 『厚生年金基金令』付則第8条。
- 47 このような受給権が保護されない事態を回避するため、厚生年金基金制度には支払保証事業と呼ばれる制度的な手当が用意されている。
- 48 『日本経済新聞』、2005年8月25日。
- 49 本稿では、2006年までの日本の株式会社制度を前提としている。そのため委員会設置会社については触れていない。いわゆる新会社法との対応関係については今後の課題とする。
- 50 フランスではドイツ方式の二層構造を1966年に導入し、企業は単層構造か二層構造のいずれかを選ぶことが可能となった。

参考資料

- ・『愛鉄連厚生年金基金規約』、愛鉄連厚生年金基金ホームページ
(<http://www.aitetsurenkikin.or.jp/>)。
- ・『厚生年金基金規則』
- ・『厚生年金基金令』
- ・『厚生年金保険法』
- ・『自動車振興会厚生年金基金代議員選挙執行規定』、自動車振興会厚生年金基金ホームページ
(<http://www.js-kikin.or.jp/>)
- ・『全国環境計量証明業厚生年金基金規約』、全国環境計量証明業厚生年金基金ホームページ
(<http://www.zenkankikin.com>)。
- ・『東京都印刷工業厚生年金基金規約』、東京印刷工業厚生年金基金ホームページ
(<http://www.toinkikin.or.jp/>)。
- ・『日本赤十字社厚生年金基金規約』、日本赤十字社厚生年金基金ホームページ
(<http://www.rc-kikin.jp/>)。
- ・『日本経済新聞』、2005年8月25日。
- ・『福岡建設業厚生年金基金規約』、福岡県建設業厚

生年金基金ホームページ

(<http://www.fukuken-kikin.or.jp/>)。

- ・『横浜市工業厚生年金基金規約』、横浜市工業厚生年金基金ホームページ

(<http://www.yokohamasikougyou-kikin.or.jp/>)。

参考文献

- ・浅岡泰史（2004）「年金ガバナンスを考える」『証券アナリストジャーナル』6月号、pp.76-88。
- ・伊丹敬之（2000）『日本型コーポレートガバナンス 従業員主権企業の論理と改革』日本経済新聞社。
- ・和泉信俊（2004）「厚生年金基金の解散問題と受給権」『日本年金学会誌』第23号、pp.54-60。
- ・企業年金連合会『厚生年金基金等事業年報』各年度版、企業年金連合会。
- ・厚生年金基金連合会『厚生年金基金事業年報』各年度版、厚生年金基金連合会。
- ・田中周二（2004）「年金ガバナンスについて考える（上）」ニッセイ基礎研究所『年金ストラテジー』、Vol.99、2004年9月、pp.2-3。
- ・深尾光洋・森田泰子（1997）『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社。
- ・星野雄介（2007）『日本の企業年金に関する経営学的研究 一受給権保護の観点から一』一橋大学学位論文。
- ・三菱信託銀行（2002）『最新 年金用語辞典』ダイヤモンド社。
- ・森戸英幸（2003）『企業年金の法と政策』有斐閣。